

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会規約(以下「規約」という。)
第13条第3項の規定に基づき、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会(以下「協議会」という。)の幹事会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長(以下「会長」という。)の指示を受け、協議会に提案する事項について、必要な協議又は調整を行うものとする。
2 前項に規定するもののほか、4市町の合併に必要な事項について協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、幹事をもって組織する。
2 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(役員)

第4条 幹事会に次の役員を置く。
(1) 幹事長 1名
(2) 副幹事長 3名
2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により選出する。

(役員職務)

第5条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときは、あらかじめ幹事長が指名した副幹事長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 幹事会の会議(以下「会議」という。)は、幹事長が必要に応じて招集するものとする。
2 幹事長は、会議の議長となる。
3 会議は、必要に応じて規約第13条第2項に規定する専門部会と合同で会議を開催する

ことができる。

4 幹事長は、必要に応じて関係職員等の会議への出席を要請することができる。

(報告)

第7条 幹事長は、会議の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(費用弁償)

第9条 第6条第4項の要請に応じ会議に出席した者に、費用弁償として3,500円を支給する。ただし、地方公共団体の特別職、一般職及び市町議会議員については、支給しない。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

別表(第3条関係)

区 分	職 名	区 分	職 名
西条市	助役	東予市	助役
	企画産業部長		総務部長
	企画調整課長		企画広報課長
丹原町	助役	小松町	助役
	総務課長		総務課長
	企画財政課長		税務課長